

# 様式 1 公表されるべき事項

別 添

## 独立行政法人建築研究所の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、業績手当については当所役員給与規程により「業績に応じて支給する」としている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

3月より本給月額を838,000円から834,000円に改定した。

理事

3月より本給月額を780,000円から776,000円に改定した。

監事

3月より本給月額を724,000円から720,000円に改定した。

監事

(非常勤)

3月より月額を246,000円から244,500円に改定した。

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	15,721	10,052	3,841	1,206 (地域手当) 622 (通勤手当)		3月31日	
理事	14,218	9,356	3,575	1,123 (地域手当) 164 (通勤手当)		3月31日	※
監事	13,499	8,684	3,289	1,042 (地域手当) 484 (通勤手当)			
監事 (非常勤)	2,951	2,951		( )			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する常勤役員に支給する手当である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	5,004	4		H24.3.31	-	支給額は「暫定的な業績勘案率(1.0)」をもって算出しているものであり、独立行政法人評価委員会が平成23年度業績評価後に決定する「業績勘案率」の結果に基づき、この支給額との差額を精算することとしている。	
理事	4,656	4		H24.3.31	-	支給額は「暫定的な業績勘案率(1.0)」をもって算出しているものであり、独立行政法人評価委員会が平成23年度業績評価後に決定する「業績勘案率」の結果に基づき、この支給額との差額を精算することとしている。	※
監事A						該当者なし	
監事A (非常勤)						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画に基づき、高度な研究業務の推進のため必要な人材の確保を図りつつ、「行政改革の重要方針」及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を踏まえた人件費削減を実施する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当所給与規程の改正においては「公務員の給与改定に関する取扱いについて(H23.10.28閣議決定)」等を考慮し、国の職員に適用される給与法に準拠して定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績評価を行い、業績手当の成績率、昇格及び昇給の実施に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	勤務成績が優れている者の成績率を「特に優秀」又は「優秀」としている

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

○国家公務員に適用される「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」等に準拠し、以下の改正を行った。  
・俸給月額を引き下げ(平均△0.23%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

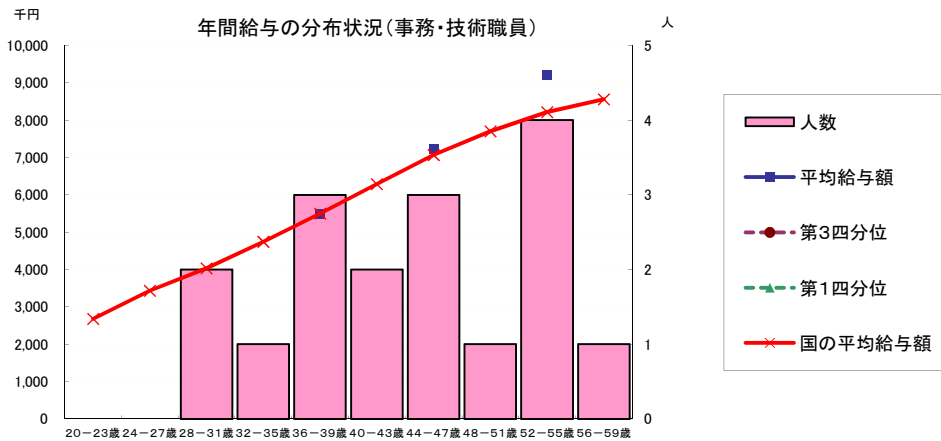
区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	57人	47.4歳	9,094千円	6,894千円	181千円	2,200千円
事務・技術	17人	44.4歳	6,933千円	5,223千円	238千円	1,710千円
研究職種	40人	48.7歳	10,013千円	7,604千円	157千円	2,409千円
任期付職員	2人	-歳	-千円	-千円	-千円	-千円
研究職種	2人	-歳	-千円	-千円	-千円	-千円
再任用職員	3人	62.2歳	4,245千円	3,598千円	78千円	647千円
研究職種	3人	62.2歳	4,245千円	3,598千円	78千円	647千円
非常勤職員	21人	-歳	-千円	-千円	-千円	-千円
事務・技術	20人	38.6歳	2,682千円	2,204千円	102千円	478千円
研究職種	1人	-歳	-千円	-千円	-千円	-千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

常勤職員の医療職種・教育職種、在外職員、任期付職員の事務技術・医療職種・教育職種、再任用職員の事務技術・医療職種・教育職種及び非常勤職員の医療職種・教育職種欄については、該当者がいないため省略している。

任期付職員、非常勤職員研究職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:年齢28-31、32-35、40-43、48-51、56-59歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については記載していない。

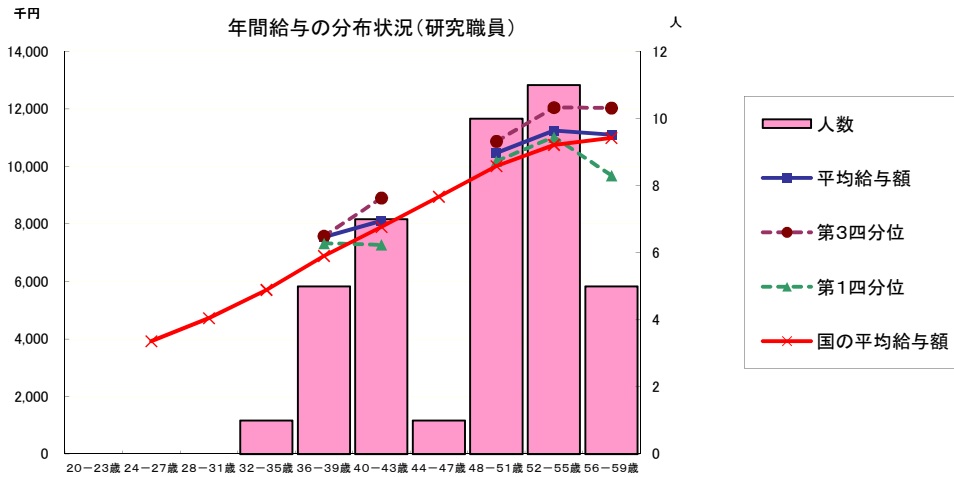
注:年齢36-39、44-47、52-55歳の該当者が4人以下のため、第1・第3分位を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・本部部长	1	-	-	-	-	-	-
・本部課長	3	52.2	-	-	8,833	-	-
・本部課長補佐	1	-	-	-	-	-	-
・本係長	11	41.6	5,127	-	5,785	6,768	-
・本部係員	1	-	-	-	-	-	-

注:本部長、本部課長補佐、本部係員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び平均給与の平均額については記載していない。

注:本部課長は該当者が4人以下のため、第1・第3分位を記載していない。



注:年齢32-35、44-47歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・本部長	8	55.5	11,828	11,937	12,157	-	-
・本部研究課長	15	50.2	10,184	10,688	11,219	-	-
・本部主任研究員	15	45.1	7,328	8,481	9,456	-	-
・本部研究員	2	-	-	-	-	-	-

注:本部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び平均給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	部長	課長	課長	副参事	主査	主査	主事	主事
人員(割合)	17人			1人 (5.9%)		2人 (11.8%)	2人 (11.8%)	3人 (17.6%)	8人 (47.1%)	1人 (5.9%)	
年齢(最高～最低)				-		-	-	52～46	44～31	-	
所定内給与年額(最高～最低)				-		-	-	5,404～4,951	4,408～3,318	-	
年間給与額(最高～最低)				-		-	-	7,357～6,768	5,950～4,464	-	

注:8級及び6級、5級、2級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(研究職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		-	グループ長 上席研究員	主任研究員	主任研究員	研究員	研究員
人員(割合)	40人		22人 (55.0%)	10人 (25.0%)	6人 (15.0%)	2人 (5.0%)	
年齢(最高～最低)			59～47	58～40	40～36	-	
所定内給与年額(最高～最低)			9,152～7,676	7,430～6,488	6,234～5,533	-	
年間給与額(最高～最低)			12,364～10,147	9,691～8,493	8,157～7,280	-	

注:2級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	-	-	-
	最高～最低	-	-	-
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.7	66.8	65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.3	33.2	34.2
	最高～最低	40.2～32.7	36.1～30.2	35.9～31.4

注:事務・技術職員における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

賞与(平成23年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.0	60.8	58.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	43.0	39.2	41.1
	最高～最低	47.9～33.5	41.8～31.0	44.2～32.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.6	67.5	66.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.4	32.5	33.9
	最高～最低	39.4～32.6	37.8～30.1	36.3～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

**(事務・技術職員)**

対国家公務員(行政職(一))

101.4

対他法人(事務・技術職員)

95.8

**(研究職員)**

対国家公務員(研究職)

104.3

対他法人(研究職員)

104.5

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容										
指数の状況	<table border="1"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>101.4</td> </tr> <tr> <td>参考</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>102.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>101.3</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>101.5</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	対国家公務員	101.4	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>102.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>101.3</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>101.5</td> </tr> </table>	地域勘案	102.0	学歴勘案	101.3	地域・学歴勘案	101.5
対国家公務員	101.4										
参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>102.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>101.3</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>101.5</td> </tr> </table>	地域勘案	102.0	学歴勘案	101.3	地域・学歴勘案	101.5				
地域勘案	102.0										
学歴勘案	101.3										
地域・学歴勘案	101.5										
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>当所の給与水準については給与規程上、国家公務員と同等である。しかしながら、国家公務員に比べて指数が高いのは、以下の要因が考えられる。</p> <p>今回の比較指標の対象となった職員の多くは本府省からの転入者であり、「国家公務員給与の概要(平成24年4月)」によれば、本省職員の給与水準は地方機関勤務の職員に比べ高い事が示されており、当所の対象者のうち本府省出身者の割合は、41.2%と、行政職俸給表(一)の本府省職員の割合23.4%を大きく上回っている。</p> <p>また、それに伴い、地域手当の異動保障の支給の対象となる職員の割合が高くなっている。</p> <p><b>【主務大臣の検証結果】</b>          国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。</p>										
給与水準の適切性の検証	<p><b>【国からの財政支出について】</b>          支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 90.1%          (国からの財政支出額 1,840,300千円、支出予算の総額 2,042,483千円(平成23年度予算))</p> <p><b>【支出総額(平成23年度決算ベース)に占める給与・報酬等支給総額の割合】</b>          40.7%</p> <p><b>【管理職の割合(平成24年4月1日時点の常勤職員数(在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。))]</b>          6.9%</p> <p><b>【大卒以上の高学歴者の割合(平成24年4月1日時点の常勤職員数(在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。))]</b>          48.3%</p> <p><b>【検証結果】</b>          給与法に準じて適切に執行している</p>										
	<p><b>【累積欠損額について】</b>          累積欠損額0円(平成23年度決算)          ※大臣承認申請中</p>										
講ずる措置	<p>俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。</p> <p>国との人事交流の機会において手当支給の必要のない人選の配慮を求める。</p> <p><b>【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】</b>          対国家公務員指数 98.4          年齢・地域・学歴勘案 99.0</p>										

○研究職員

項目	内容								
指数の状況	対国家公務員 104.3								
	<table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案</td> <td>103.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案</td> <td>103.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案</td> <td>102.4</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	103.2		学歴勘案	103.5		地域・学歴勘案
参考	地域勘案	103.2							
	学歴勘案	103.5							
	地域・学歴勘案	102.4							
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>当所の給与水準については給与規程上、国家公務員と同等である。しかしながら、国家公務員に比べて指数が高いのは、以下の要因が考えられる。</p> <p>研究職員は、少ない人員で広範な分野を研究するため、国家公務員採用Ⅰ種試験合格者相当の研究員を多数採用しており、特に博士号を有する者が多い。なお、博士号を有する者は対象者40名のうち34名であり、初任給の決定において級号俸が高くなっている。</p> <p><b>【主務大臣の検証結果】</b> 国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。</p>								
給与水準の適切性の検証	<p><b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 90.1% (国からの財政支出額 1,840,300千円、支出予算の総額 2,042,483千円(平成23年度予算))</p> <p><b>【支出総額(平成23年度決算ベース)に占める給与・報酬等支給総額の割合】</b> 40.7%</p> <p><b>【管理職の割合(平成24年4月1日時点の常勤職員数(在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。))]</b> 17.39%</p> <p><b>【大卒以上の高学歴者の割合(平成24年4月1日時点の常勤職員数(在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。))]</b> 100%</p> <p><b>【検証結果】</b> 給与法に準じて適切に執行している</p>								
	<p><b>【累積欠損額について】</b> 累積欠損額0円(平成23年度決算) ※大臣承認申請中</p>								
講ずる措置	<p>俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。</p> <p><b>【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】</b> 対国家公務員指数 103.8 年齢・地域・学歴勘案 100.8</p>								

III 総人件費について

区分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減
給与・報酬等支給総額 (A)	千円 799,494	千円 784,722	千円 (%) 14,772 (1.9)	千円 (%) - -
退職手当支給額 (B)	千円 44,723	千円 39,464	千円 (%) 5,259 (13.3)	千円 (%) - -
非常勤役職員等給与 (C)	千円 162,743	千円 186,446	千円 (%) △ 23,703 (△12.7)	千円 (%) - -
福利厚生費 (D)	千円 126,599	千円 128,215	千円 (%) △ 1,616 (△1.3)	千円 (%) - -
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,133,559	千円 1,138,847	千円 (%) △ 5,288 (△0.5)	千円 (%) - -

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」は任期付研究員の増加等により、対前年度比で1.9%増となった。「最広義人件費」については、中期目標・中期計画における人件費削減の取組により、対前年度比で0.5%減となった。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」及び「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費改革の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針  
人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成23年度まで削減を継続する。

iii) 上記 ii) の進捗状況

a 基準年度の「給与、報酬等支給総額」

・決算額 871,524千円、予算額 891,249千円

b 当年度の「給与、報酬等支給総額」

・決算額 799,494千円、予算額 793,434千円

c 基準年度決算額に対する当年度決算額は8.3%(補正值4.83%)減であり、基準年度予算額に対する当年度における予算額は11.0%減である。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	834,225	807,930	810,343	831,498	792,540	761,149	762,949
人件費削減率 (%)		△3.2	△2.9	△0.3	△5.0	△8.8	△8.5
人件費削減率(補正值) (%)		△3.2	△3.6	△1.0	△3.3	△5.6	△5.1

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:運営交付金により雇用される任期付研究者のうち、若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注3:注2の若手研究者の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)は、基準年度(平成17年度)871,524千円、平成18年度853,515千円、平成19年度848,121千円、平成20年度843,613千円、平成21年度807,439千円、平成22年度784,722千円、平成23年度799,494千円であった。

【主務大臣の検証結果】

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。

IV 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。

【役員】

- ・平成24年4月から国家公務員に準じた率(俸給月額削減率9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。
- ・国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年3月に俸給月額を平均0.5%引き下げた(23年4月分から24年2月分については平成24年6月の期末手当で調整)。

【職員】

- ・平成24年4月から職務の級や手当の内容に応じて、国家公務員に準じた率(俸給月額削減率4.77%~9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。
- ・国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年3月に俸給月額を平均0.23%引き下げた(23年4月分から24年2月分については平成24年6月の期末手当で調整)。